

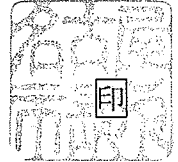
行政文書非公開決定通知書

27 市経名管第 111 号  
平成 28 年 2 月 4 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 滝田 誠一 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成28年1月26日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 2項の規定により、次のとおり公開しないことと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	2016 年 1 月中に各区で開催された、名古屋城天守閣の整備 タウンミーティングの以下内容がわかるもの ・ 区長開会あいさつ ・ 市長あいさつ ・ 参加者の皆さんとの意見交換 ・ 閉会のあいさつ
公開しない理由	公開請求に係る行政文書を作成又は取得しておらず不存在 であるため
備 考	16 区でタウンミーティングが完了し、今後、その概要を 取りまとめてまいりますのでよろしくお願いいたします。  <決定を行った所管課・公所> 市民経済局名古屋城総合事務所管理課 TEL 052-231-1700

1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。

(問い合わせ先 市民情報センター TEL:052-972-3153 (直通) FAX:052-972-4127)

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (異議申立てをしたときは、決定の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は決定の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。